

文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

(1) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）及び指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の一部改正に伴い、管理者要件の取り扱い及び経過措置期間の延長、質の高いケアマネジメントの推進のための利用者への説明、生活援助の訪問回数が多い利用者への対応として事業所の点検・検証の仕組みを導入すること等について改正する。

また、感染症や災害への対応力強化の基準等を定める。

(2) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
目次 第一章～第五章（略） <u>第六章 雑則（第三十三条）</u> 付則 第一条（略） （基本方針） 第二条（略） 2～4（略） <u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> 第三条～第四条（略）	目次 第一章～第五章（略） <u>（新設）</u> 付則 第一条（略） （基本方針） 第二条（略） 2～4（略） <u>（新設）</u>  <u>（新設）</u>  第三条～第四条（略）

(管理者)

第五条 (略)

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

3 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第二条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 (略)

第七条～第十四条 (略)

(管理者)

第五条 (略)

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員\_\_\_\_\_でなければならない。

3 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第二条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること\_\_\_\_\_等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 (略)

第七条～第十四条 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十五条 (略)

一～八 (略)

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うもの（利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たときに限る。）を含む。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十～十九 (略)

十九の二 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第四十三条第二

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十五条 (略)

一～八 (略)

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議\_\_\_\_\_をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十～十九 (略)

(新設)

項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、区からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区に届け出なければならない。

二十～三十 (略)

第十六条～第十九条 (略)

(運営規程)

第二十条 (略)

一～五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十一条 (略)

2～3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十一条の二 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

二十～三十 (略)

第十六条～第十九条 (略)

(運営規程)

第二十条 (略)

一～五 (略)

(新設)

六 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十一条 (略)

2～3 (略)

(新設)

(新設)

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十二条～第二十三条 (略)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第二十三条の二 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第二十四条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二十五条～第二十九条 (略)

(虐待の防止)

第二十二条～第二十三条 (略)

(新設)

(掲示)

第二十四条 (略)

(新設)

第二十五条～第二十九条 (略)

第二十九条の二 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十条～第三十二条 （略）

#### 第六章 雑則

（電磁的記録等）

第三十三条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第九条（前条において準用する場合を含む。）及び第十五条第二十七号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

（新設）

第三十条～第三十二条 （略）

（新設）



1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十五条第十九号の次に一号を加える改正規定は、同年十月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第五項及び第二十九条の二（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第二十条（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めおくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十一条の二（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十一条の二中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十三条の二（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十三条の二中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなけれ

ばとする。